⑾　機構が発注した工事のうち、平成28年１月１日から平成29年12月31日までの２年間に元請けとして完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工種（土木一式工事）に係る工事成績評定表の評定点の年平均が２年連続で65点未満でないこと。

⑿　本工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員を言う。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⒀　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

⒁　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、機構発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　総合評価落札方式に関する事項　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事であり、以下の方法により落札者を決定する。

⑴　評価項目　評価項目は次に示すとおりとする。

①　蛇紋岩を対象としたトンネル前方探査に関する提案

ⓐ　蛇紋岩区間を対象とした前方探査に関する工夫

②　トンネル覆工コンクリートの品質確保に関する提案

ⓐ　コンクリートの配合に関する工夫

ⓑ　コンクリートの施工に関する工夫

③　上流側及び下流側の両方の発進立坑周辺における環境配慮、立坑及びトンネル坑内における作業員の安全対策に関する提案

ⓐ　上流側及び下流側の両方の発進立坑周辺における環境に配慮した施工に関する工夫

ⓑ　立坑及びトンネル坑内における作業員の安全対策に関する工夫

⑵　指名停止の状況　2⑼ただし書きの事項に該当し、本工事への一般競争参加資格を認められた者については、当該指名停止の期間１ヶ月当たり８点として、対象となる指名停止期間を合算し、技術点を減点する。また、指名停止期間がひと月に満たない場合は、指名停止期間を当該対象月の暦日数で除した数値（小数点以下第２位を四捨五入）で月数を算定する。なお、指名停止措置による技術点の減点は、確認申請書等の提出期限から開札時までの間に指名停止措置を受けていた、あるいは受けた場合に適用する。

⑶　技術点の付与　評価項目に対する評価基準、提案制限数及び技術点の配分は、入札説明書のとおりとする。

⑷　総合評価の方法　総合評価落札方式の評価は、価格点と技術点を合計した評価値（以下「評価値」という。）による。

①　価格点の算定は、入札説明書のとおりとする。

②　技術点の算定は、入札説明書に示すとおりの評価点を付与する。

⑸　技術提案の方法　技術提案は、別添図面、仕様書等に基づき作成するものとする。

⑹　落札者の決定　入札価格が予定価格の範囲内である者の中から、評価値が最も高い者を落札者とする。

⑺　技術提案の採否　技術提案の採否については、競争参加資格の確認通知に併せて書面により通知する。技術提案採否通知書において、採用とされた提案については、当該技術提案をもって入札を行い、不採用とされた提案については、標準案をもって入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。

⑻　技術提案の履行の確保

①　採用された技術提案の内容については、契約後に履行状況について確認を行う。

②　受注者の責により、入札時の技術提案（技術点を得た提案に限る。）の履行がなされなかった場合は、履行できなかった内容に対して、契約金額の一部について返還を求める。

請求金額の算定は以下のとおりとする。

請求金額＝当初の請負代金額×（当初の評価値－再計算後の評価値）／100

ここで、再計算後の評価値とは、実際に履行できた技術提案に基づき再計算した評価値である。

③　受注者の責により、入札時の技術提案（採用された提案に限る。）の履行がなされなかった場合は、工事成績評定点を減じる措置を行うこととし、工事成績評定点の減点は、技術提案事項（大項目）毎に以下のとおりとする。

・「蛇紋岩を対象としたトンネル前方探査に関する提案」について最大５点

・「トンネル覆工コンクリートの品質確保に関する提案」について最大５点

・「上流側及び下流側の両方の発進立坑周辺における環境配慮、立坑及びトンネル坑内における作業員の安全対策に関する提案」について最大５点

さらに、次回以降の総合評価落札方式による工事の企業の技術力の評価においても評価を減じる措置を行うことがある。

4　契約後ＶＥに関する事項（優遇措置）　本工事において契約後にＶＥ提案を行った者に対しては、その達成の程度により、機構が本工事の竣工後に行う総合評価落札方式による工事の企業の技術力の評価において優遇する。優遇期間は、本工事が竣工した年度の翌年度から４年間とする。

5　入札手続等

⑴　契約担当窓口　〒330―6008 埼玉県さいたま市中央区新都心11番地２（ランド・アクシス・タワー内）独立行政法人水資源機構　技術管理室契約企画課　松崎　電話048―600―6534（直通）ＦＡＸ048―600―6588　９時30分～17時まで（土曜日、日曜日及び祝日並びに12時から13時までを除く）

⑵　入札説明書等の交付期間等

①　交付期間　平成30年11月２日（金）から平成30年12月10日（月）17時まで

②　交付方法　別途指定するアドレスからのダウンロードによる。なお、アドレス等については、⑴まで問い合わせされたい。

③　交付費用　交付費用は無料とする。

⑶　見積りに必要な歩掛見積参考資料等の追加交付　見積りに必要な歩掛見積参考資料等の追加交付については、以下のとおり別途交付する。

①　交付日　平成31年１月10日（木）

②　交付方法　別途指定するアドレスからのダウンロードによる。なお、アドレス等については、⑴まで問い合わせされたい。

⑷　確認申請書等の提出方法等

①　提出方法　持参又は郵送（信書として送達し、かつ、配達の記録が残る方法）により提出することとし、電送によるものは受け付けない。ただし、持参する場合は、上記期間の「行政機関の休日に関する法律」（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「行政期間の休日」という。）を除く毎日10時から17時まで（12時から13時を除く）。

②　提出期間　平成30年11月５日（月）から平成30年12月10日（月）17時まで

③　提出先　⑴に同じ。

⑸　入札書の提出方法等及び開札執行日時

①　提出方法　持参又は郵送（信書として送達し、かつ、配達の記録が残る方法）により提出することとし、電送によるものは受け付けない。

②　提出期間　平成31年１月18日（金）から平成31年２月７日（木）17時まで

③　提出先　⑴に同じ。

④　開札日時　平成31年２月13日（水）10時00分

⑤　開札場所　独立行政法人水資源機構本社７階入札執行室

⑹　再度の入札　入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は再度の入札を行う。

6　確認申請書等のヒアリング　確認申請書等の内容のヒアリングは原則として行わない。なお、ヒアリング実施の必要が生じた場合は別途通知する。

7　その他

⑴　契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札の無効　競争参加資格のある者のした入札であっても、確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札及び競争契約入札心得及び現場説明書において示した入札に関する条件に違反した入札並びに開札時において、「２　競争参加資格」に掲げる資格のない者のした入札は、無効とするとともに、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すこととする。